

個人所得税 | 扶養登録

2023年2月

■ 法令

財務省は、2023年1月13日付で、財務省の管理下での税務、税関分野における行政手続きの改訂及び補足に関する決定 40/QĐ-BTCを発行しました。2023年1月1日より適用されます。

■ ポイント

個人が雇用主を通じて申告納税する場合、個人は扶養登録書類2部を雇用主に提出する必要があります。雇用主は1部を保管し、1部を個人所得税申告書または確定申告書提出時に税務当局に提出します。

個人が直接、申告納税する場合、個人は扶養登録書類を個人所得税申告書または確定申告書提出時に税務当局に提出しなければなりません。通達CIRCULAR 111/2013/TT-BTC 第9条第1項d.4項に定めるその他の扶養家族（例：兄弟、姉妹、祖父母、叔母など）についての登録期限は、遅くとも課税年度の12月31日です。

また、扶養控除の計算期間中に扶養家族に変更（増減）があった場合、初回登録時と同様の手続きで扶養家族を再登録する必要があります。

最初の扶養登録日から3カ月以内に、当該個人は通達CIRCULAR 79/2022/TT-BTC 第1条のガイダンスに従い扶養を証明する書類を準備し、雇用主または初回登録を行った税務当局に提出する必要があります。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

当社は、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。